

証券コード 5277
2023年6月2日

株 主 各 位

〒113-0033
東京都文京区本郷二丁目40番8号
株式会社spankリートコーポレーション
代表取締役社長 村 山 典 子

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<http://spancretecorp.com/index.html>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「財務情報」「事業報告」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5277/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「spankリートコーポレーション」又は「コード」に当社証券コード「5277」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、以下の方法により事前に議決権を行使いただくようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使方法】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月22日（木曜日）午後5時35分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区本郷4丁目37番20号
ホテル機山館 会議室
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

3. 目的事項
報告事項 1. 第61期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 第61期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金の額減少及び剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ）

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

(添付書類)

## 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2022年4月1日～2023年3月31日)における経済状況は、当社主力製品の原材料であるセメント、PC鋼線、またエネルギー費並びに輸送費が急激に高騰し製造原価を押し上げる原因となりました。

このような事業環境の下、スパンクリート事業は、他社製品との価格競争激化による大型案件失注やコロナ禍による案件着工遅延、原材料高騰による製造原価上昇コストを販売価格へ転嫁できなかったことが影響し、営業損失を計上しました。不動産事業は、オフィスビル賃料収入により堅実な業績でありました。プレキャスト事業は、主な契約先からの安値受注を余儀なくされ、営業損失が拡大しました。

その結果、売上高2,268百万円(前年同期比11.9%減)、営業損失511百万円(前年同期は営業損失382百万円)、経常損失504百万円(前年同期は経常損失385百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失548百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失274百万円)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

<スパンクリート事業>

当事業は、大型物流倉庫の失注、電力事業の着工遅延による売上数量が計画未達成のなか、生産体制の見直しによる固定費削減に努めました。しかしながら、PC鋼線など原材料、エネルギー費、輸送費等の急激な価格高騰を販売価格に転嫁しきれず、売上高は1,580百万円(前年同期比18.8%減)、セグメント損失295百万円(前年同期はセグメント損失250百万円)となりました。

また、技術の開発を継続して行っていた「超薄物成型製品」は一定の目途が立ち、顧客との設計仕様は最終調整段階に入っています。

サステナビリティの一環として、宇都宮工場においては、炭酸ガス排出量削減へのデータ整理、LED化を進めております。また、ゼネコンと共同施策であるグリーンイノベーションプロジェクトについては、引続き参画の方向で詳細を詰めております。

<不動産事業>

当事業は、賃貸用不動産が高稼働率を維持し、安定した賃料収入を得ており、売上高は233百万円（前年同期比0.0%増）、営業利益115百万円（前年同期比3.6%増）と増収増益となりました。

<プレキャスト事業>

当事業は、物流費を含めた各種コストの見直し及び生コンの内製化による製造原価の削減、受注・生産量の平準化に向けた製品の確保を目指しましたが、主な契約先からの安値受注を余儀なくされ、計画が未達となり、売上高454百万円（前年同期比15.1%増）、営業損失331百万円（前年同期はセグメント損失243百万円）となりました。

| 事業別       | 売上高      | 受注高      |
|-----------|----------|----------|
| スパンクリート事業 | 1,580百万円 | 1,186百万円 |
| 不動産事業     | 233      | —        |
| プレキャスト事業  | 454      | 298      |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した当社の設備投資の総額は76百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

|           |        |               |
|-----------|--------|---------------|
| スパンクリート事業 | 宇都宮工場  | 骨材貯蔵ビン補強工事等   |
| 不動産事業     |        | 賃貸ビルLED化照明工事等 |
| プレキャスト事業  | 工場(岩瀬) | 移動式粉末消火設備工事等  |

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、自己資金及び借入金により賄っており、増資等による資金調達は行っておりません。

当連結会計年度末日における借入金残高は以下のとおりです。

| 区分    | 第61期（当連結会計年度） |
|-------|---------------|
| 短期借入金 | 548,000千円     |
| 合計    | 548,000       |

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 58 期<br>(2020年 3 月期) | 第 59 期<br>(2021年 3 月期) | 第 60 期<br>(2022年 3 月期) | 第 61 期<br>(当連結会計年度)<br>(2023年 3 月期) |
|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)              | —                      | —                      | 2,575                  | 2,268                               |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円) | —                      | —                      | △274                   | △548                                |
| 1株当たり当期純損失(△)(円)        | —                      | —                      | △35.90                 | △73.62                              |
| 総 資 産(百万円)              | —                      | —                      | 7,810                  | 7,042                               |
| 純 資 産(百万円)              | —                      | —                      | 6,554                  | 5,809                               |
| 1株当たり純資産(円)             | —                      | —                      | 850.13                 | 778.75                              |

(注) 1. 単位百万円の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純損失は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第 58 期<br>(2020年 3 月期) | 第 59 期<br>(2021年 3 月期) | 第 60 期<br>(2022年 3 月期) | 第 61 期<br>(当事業年度)<br>(2023年 3 月期) |
|------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                   | 3,109                  | 3,344                  | 2,387                  | 1,851                             |
| 当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)         | 36                     | 240                    | △126                   | △756                              |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円) | 4.69                   | 30.80                  | △16.53                 | △101.60                           |
| 総 資 産(百万円)                   | 7,729                  | 8,159                  | 7,691                  | 6,810                             |
| 純 資 産(百万円)                   | 6,495                  | 6,797                  | 6,479                  | 5,732                             |
| 1株当たり純資産額(円)                 | 833.46                 | 872.48                 | 869.99                 | 770.62                            |

(注) 1. 単位百万円の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名          | 資本金    | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容        |
|--------------|--------|----------|----------------|
| 岩瀬プレキャスト株式会社 | 400百万円 | 60.0%    | プレキャスト製品の製造・販売 |

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において、営業損失511百万円、経常損失504百万円、親会社株主に帰属する当期純損失548百万円を計上する結果となりました。

主力事業であるスパンクリート事業は、当連結会計年度まで4期連続の営業損失となり、プレキャスト事業においては固定資産の減損損失を199百万円計上いたしました。また、当社が保有する岩瀬プレキャスト株式会社の株式の実質価額が著しく低下したため、子会社株式評価損として480百万円を計上いたしました。（当該子会社株式評価損は連結決算においては消去されるため、連結財務諸表に与える影響はありません。）

そのため、継続企業の前提に関する注記を開示するまでには至りませんが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

こうした状況を早期に解消または改善すべく対応策に取り組んでおりますが、来期の事業計画においても黒字化は見込めておりません。しかしながら、保有現預金から資金計画上、継続企業の前提に関する不確実性は認められないものと判断しております。

連結営業利益の黒字化に向けては、継続して経費の見直し、最適化を進める一方で依然として不透明な経営環境の中で安定的・継続的に利益を創造する体制を構築すること、コスト上昇に対する価格転嫁および、製品の付加価値を総合的に高めていくことを考えております。

具体的な取組みは次のとおりであります。

- ① 販売価格の改定および付加価値のある製品開発
- ② 効率的な組織運営とコストの最適化
- ③ 外部企業とのアライアンスによる組織力の強化

セグメント別の取り組みは次のとおりであります。

<スパンクリート事業>

- ① 原材料およびエネルギー費、輸送費の価格上昇に対応した販売価格の適正改定
- ② 新たな販路を構築し、マンション・大型倉庫・工場・学校・病院の床材拡販に注力し、工場の操業度および利益の確保に努める
- ③ 改良新製品研究開発への注力
- ④ 原材料の値上げに対する仕入れ取引先へのきめ細かな対応
- ⑤ 生産コストダウンへ向けた継続的な活動と新規テーマの探索
- ⑥ 生産数量の増減に備えた協力会社との連携推進

- ⑦ 相対的に利益率の高い製品の販売拡大
- ⑧ サステナビリティの一環として、カーボンニュートラルを実現する製品開発の推進

<不動産事業>

- ① 賃貸物件の新規購入の検討
- ② 賃貸物件3棟の高稼働率の確保

<プレキャスト事業>

- ① 事業継続の見極め
- ② 販売価格および各種コストの徹底した見直し

上記の戦略を実行し、経営基盤の更なる安定と成長を目指して鋭意努力してまいり所存でおります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

| 事業        | 主要な事業内容                       |
|-----------|-------------------------------|
| スパンクリート事業 | 建設用の床・壁・屋根の材料「スパンクリート」等の製造・販売 |
| 不動産事業     | 不動産の賃貸・管理                     |
| プレキャスト事業  | プレキャスト製品の製造・販売                |

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

|    |                 |
|----|-----------------|
| 本社 | 東京都文京区          |
| 工場 | 宇都宮工場 (栃木県宇都宮市) |

② 子会社

|       |        |
|-------|--------|
| 本社・工場 | 茨城県桜川市 |
|-------|--------|

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分      | 使用人数      | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|-----------|-------------|
| スパンクリート事業 | 67 (11) 名 | 8名減         |
| 不動産事業     | 1 (0)     | —           |
| プレキャスト事業  | 14 (2)    | 2名減         |
| 合計        | 82 (13)   | 10名減        |

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は ( ) 内に年間の平均人員を小数点以下四捨五入外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前期末比増減    | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 75 (13) 名 | △1 (△2) 名 | 48.9歳 | 16.5年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は ( ) 内に年間の平均人員を小数点以下四捨五入外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

| 借入先         | 借入額       |
|-------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行   | 300,000千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 200,000   |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 株式の状況（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,824,000株  
(2) 発行済株式の総数 9,332,400株  
(3) 株主数 1,603名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                              | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------|---------|---------|
| 三 菱 商 事 株 式 会 社                                    | 1,187千株 | 15.97%  |
| 日 本 ス パ ン ク リ ー ト 機 械 株 式 会 社                      | 1,094   | 14.71   |
| 村 山 典 子                                            | 625     | 8.40    |
| 日 鉄 S G ワ イ ヤ 株 式 会 社                              | 608     | 8.17    |
| 村 山 知 子                                            | 473     | 6.36    |
| 市 原 敏 隆                                            | 330     | 4.44    |
| 株 式 会 社 紀 文 食 品                                    | 201     | 2.71    |
| 高 石 文 夫                                            | 147     | 1.98    |
| BANK JULIUS BAER AND CO. LTD.<br>S I N G A P O R E | 113     | 1.52    |
| 村 上 敏 枝                                            | 107     | 1.44    |

（注）持株比率は自己株式（1,893,674株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                     |
|----------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 村山典子 | 管理部長                                                                                                             |
| 取締役      | 柳田洋明 | 宇都宮工場長兼技術室長兼環境安全品質保証室長                                                                                           |
| 取締役      | 坪井哲明 | 日本スパンクリート機械株式会社 代表取締役<br>富士平工業株式会社 代表取締役                                                                         |
| 取締役      | 蒲野宏之 | 蒲野綜合法律事務所 代表弁護士<br>日本碍子株式会社 社外取締役<br>株式会社かずさクリーンシステム 社外監査役<br>ハウス食品グループ本社株式会社 社外取締役 (監査等委員)<br>国際法曹協会 (I B A) 理事 |
| 常勤監査役    | 一瀬茂雄 |                                                                                                                  |
| 監査役      | 鈴木誠  | 鈴木誠公認会計士・税理士事務所所長<br>株式会社マックスアカウンティング 代表取締役<br>株式会社ユニバーサルエンターテインメント 社外監査役<br>バリューコマース株式会社 社外取締役 (監査等委員)          |
| 監査役      | 野澤弘史 |                                                                                                                  |

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

- 2022年6月23日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、取締役井上孝弘氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役のうち坪井哲明氏及び蒲野宏之氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役一瀬茂雄氏、監査役鈴木誠氏及び野澤弘史氏は、社外監査役であります。
4. 監査役鈴木誠氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役蒲野宏之氏、常勤監査役一瀬茂雄氏、監査役鈴木誠氏及び野澤弘史氏を東京証券取引所により確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行を行っていない取締役（坪井哲明氏、蒲野宏之氏）及び各監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の定めに従い、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、東京海上日動火災保険株式会社との間で、取締役、監査役、部長、退任役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。2023年5月に更新し、保険期間は1年間、保険期間中の総支払限度額は5億円であります。

### ①補填の対象となる保険事故の概要

- a. 被保険者である役員が行った行為に起因して当該役員が損害賠償責任を負担することによって被る損害及び会社補償によって会社が被る損害
- b. 会社が発行する有価証券の売買等に起因して会社が損害賠償責任を負担することによって被る損害
- c. その他各種費用等

### ②保険料

保険料は全額会社負担としております。

## (4) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員      | 報酬等の総額              |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(2) | 28,662千円<br>(8,119) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3)  | 18,919<br>(18,919)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8<br>(5)  | 47,582<br>(27,039)  |

- (注) 1. 上記には、2022年6月23日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  3. 当社の役員報酬等の額については、1988年7月30日開催の臨時株主総会において取締役の報酬限度額は月額200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は月額200万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会決議時点の対象役員の員数は取締役9名、監査役2名であります。
  4. 監査役の報酬については、上記3. 記載の報酬限度額の範囲内において監査役の協議で決定いたします。

## (5) 取締役の個人別報酬等の内容の決定方針

当社は、2021年6月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議し、併せて指名・報酬委員会に当該方針に基づく取締役の個人別報酬等の内容についての決定を一任することを決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は1988年7月30日開催の臨時株主総会において決議された報酬限度額月額20百万円以内（ただし、使用人給与分は含まない）の範囲内で、取締役会で選任された委員で構成する指名・報酬委員会が以下の方針のもと決定する事とする。

### ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じ、報酬水準の妥当性、報酬の役員間格差、報酬総額及び過去の実績、当社の業績及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

### ③ 業績連動報酬等の算定方法の決定に関する方針

取締役の業績連動報酬等については過去の実績及び当社の業績を考慮しながら、基本報酬と併せ報酬限度額月額20百万円以内（ただし、使用人給与分は含まない）の範囲内で当該年度に業績連動報酬を導入するか否かも含め算定方法を決定するものとする。

### ④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の個人別の報酬は全額金銭報酬とする。

### ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

取締役の個人別の報酬額については、取締役会で選任された社外取締役2名と代表取締役1名で構成する指名・報酬委員会が個人別報酬を決定する事とする。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役坪井哲明氏は、日本スパンクリート機械株式会社の代表取締役及び富士平工業株式会社の代表取締役であります。日本スパンクリート機械株式会社は、当社の大株主（持株比率14.71%）であるとともに、商標使用許諾契約及び部品に関する取引関係があります。なお、富士平工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

- ・取締役蒲野宏之氏は、蒲野綜合法律事務所の代表弁護士であります。また、日本碍子株式会社の社外取締役、株式会社かずさクリーンシステムの社外監査役及びハウス食品グループ本社株式会社の社外取締役（監査等委員）であり、国際法曹協会（I B A）の理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鈴木誠氏は、鈴木誠公認会計士・税理士事務所の所長及び株式会社マックスアカウンティングの代表取締役、株式会社ユニバーサルエンターテインメントの社外監査役及びバリューコマース株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

|           | 主 　　　　　　な 　　　　　　活 　　　　　　動 　　　　　　内 　　　　　　容                                                                                         |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 坪井 哲明 | 当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。<br>取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会3回全てに出席し、審議等に必要な発言を適宜おこなっております。                           |
| 取締役 蒲野 宏之 | 当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。<br>取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会3回全てに出席し、審議等に必要な発言を適宜おこなっております。                           |
| 監査役 一瀬 茂雄 | 当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席いたしました。内部統制及び監査に関する専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 監査役 鈴木 誠  | 当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。    |
| 監査役 野澤 弘史 | 当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席いたしました。企業人としての経験豊富な見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。    |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

東光監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2022年6月23日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって退任しました。

### (2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 25,140千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 25,140千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

3. 上記とは別に2022年6月23日付で当社の会計監査人を退任した会計監査人有限責任監査法人トーマツに対して、引継ぎ業務に関する報酬1,500千円を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結していません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の内容の概要及びその運用状況

取締役会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及び子会社の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおり定め、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講ずるほか、この基本方針についても、経営環境の変化に対応して絶えず見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

### (1) 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、企業理念、企業行動指針に基づいた事業活動を行う企業風土を確立するため、「コンプライアンス規程」をはじめ関連諸規程を定める。
- ② 内部監査室は、法令、定款及び社内規程の遵守体制の有効性について内部監査を行い、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
- ③ 内部及び社外に通報先を設けており、法令違反行為等に関する従業員からの通報に対しては、速やかに適切な処置をとり、違反行為の早期発見と是正を図る。
- ④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、「企業倫理規範」に則り、毅然とした対応をとる。

### 【上記体制の運用状況】

当社では、「企業理念」、「企業行動指針」、「企業倫理規範」、「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」等社内規程を社内電子掲示板に掲載し、社員が何時でも閲覧できるようにしています。

内部監査室は内部監査スケジュール及び突発事項に対応すべく内部監査を実施し、定款及び社内規程の遵守体制が有効であるかチェックしています。

社員から通報を受けた場合には、速やかに適切な処理をとり、違反行為の早期発見と是正処置を実施します。

当社では、反社会的勢力の排除を全役職員に徹底しており、個別の事業活動においても、新規取引の際、反社会的勢力排除のための取引先チェックを実施しています。また、新規取引契約締結若しくは取引更新契約締結の際には、反社会的勢力排除の条項を必要に応じて必ず加えるようにしています。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連書類とともに、「文書管理規程」及び「内部情報管理規程」に基づき適切に保存、管理する。
- ② 事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書（株主総会議事録、取締役会議事録）については、取締役及び監査役が常時閲覧できるよう保存、管理する。
- ③ 情報セキュリティについては、「企業倫理規範」及び「内部情報管理規程」に基づきセキュリティの確保を図るとともに、継続的にその改善を図る。

### 【上記体制の運用状況】

当社では、意思決定過程が適切に検証できるよう、株主総会議事録、取締役会議事録等の重要な会議体の議事録を速やかに作成し、適切に保管しています。

また、情報セキュリティについては、「企業倫理規範」及び「内部情報管理規程」に基づきセキュリティの確保を図るとともに、取扱者を限定するなど、より厳密な管理を実施しています。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役及び各部長は、法令遵守、事故、防災、安全衛生、品質管理、情報管理等の想定し得る業務上のリスクに関するリスクマネジメント活動を行う。
- ② 当社はリスクマネジメントの整備の為に、リスクマネジメント委員長を任命している。リスクマネジメント委員長は、各部長で構成された「リスクマネジメント委員会」を開催し、各部のリスクマネジメント活動の進捗状況の把握と評価を行うとともに、重要事項については「取締役会」に報告する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生又は発生するおそれが生じた場合には、社長を本部長とする「危機管理本部」を設置し、迅速に対応する。

### 【上記体制の運用状況】

権限分掌制度及び稟議制度を適切に運用し、管理部は、営業部、宇都宮工場及び技術部の意思決定を監視、支援することにより、事業活動によるリスクの管理を徹底しています。

また、取引先への与信限度額、発注限度額等の事前設定、管理部のモニタリングにより、信用リスクと発注リスクの定量的リスクを管理しています。



リスクマネジメント委員会の活動により、各部のリスクの洗い出しと評価を行い、重要度の高いリスクについて対応策を検討し、その対応策の進捗状況を定期的にフォローして取締役会に報告しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 組織規程、職務分掌規程等により、効率的な職務執行を確保するための分権を行う。
- ② 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ③ 取締役会より委任を受けた、部長で構成する常務会を原則月2回開催し、重要事項の事前協議等により、取締役会の職務執行の効率性を確保する。
- ④ 取締役、部長は職務執行状況を少なくとも3か月に一度取締役会に報告する。

【上記体制の運用状況】

当社では、営業部、宇都宮工場、技術部並びに管理部との連携により、稟議制度を円滑に運用しています。また、常務会で充実した審議を行うことにより、経営執行の適正かつ効率的な意思決定を実現しています。

取締役会開催に当たっては、管理部にて、会社法及び社内規程に基づく付議・報告案件の選別を行い、取締役会による取締役の職務執行の監督が適切かつ効率的に行われることを担保しています。

また、社長専決事項並びに常務会審議事項については、毎月取締役会に報告しています。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき事業戦略を共有化し一体経営を行うとともに、当社と子会社間の、内部統制・リスクマネジメントに関する情報の共有化並びに施策の共通化を図る。
- ② 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の業務監査を行い、当社の代表取締役及び子会社の代表取締役に対し、内部統制システムの機能状況を報告し、必要に応じ改善を求める。

【上記体制の運用状況】

子会社社長が親会社取締役会に対して定期的な職務執行報告を行っています。  
また、監査役、内部監査室が協力し、子会社の業務監査を行っています。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の財務報告については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法律に基づき、評価、維持、改善を行う。
- ② 当社の各部及び子会社は、自らの業務の遂行に当たり、業務分掌による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

【上記体制の運用状況】

当社及び子会社では、財務報告における主要な業務の「業務記述書」及び「リスクコントロールマトリックス」を業務の変更に伴い毎年見直し、部長及び子会社の社長による重要リスクとキーコントロールの承認を得て、その運用テストを実施するとともに、日常的モニタリングも実施しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
- ② 当該従業員は、監査役の指揮命令に基づき業務を行う。
- ③ 当該従業員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重し対処する。

【上記体制の運用状況】

当社では、監査役付として使用人1名を配置し、監査役の職務の補助に当たらせています。  
また、当該従業員の評価については、監査役の意見を尊重して対処しています。

(8) 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役の求めに応じて、その職場の執行状況その他に関する報告を行う。
- ② 前項の者は、業務執行等に関する重要事項を遅滞なく監査役に報告する。
- ③ 当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の全役職員に周知徹底する。

- ④ 監査役は、取締役会、常務会のほか、重要な会議に出席することができる。
- ⑤ 当社及び子会社の重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

**【上記体制の運用状況】**

当社の監査役は、取締役、部長及び社長室長との面談、常務会、生販会議、品質管理委員会、生産改善委員会等の重要な会議への出席及び主要な稟議書や報告書等の重要書類の回付等を通じて、業務の執行状況を把握しております。また「内部通報規程」においては、常勤監査役を内部通報窓口の一つに定め、併せて内部通報者に対して不利益な扱いを行わない旨を定めております。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は措置の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

**【上記体制の運用状況】**

当社では、監査役の職務執行のために必要な予算を確保するとともに、監査役がその職務執行のために要した費用は、月次で立替精算しております。

- (10) その他監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役、会計監査人及び内部監査室長は、定期的又は必要に応じて監査役と意見交換を行い、監査役監査の実効性確保に努める。

**【上記体制の運用状況】**

当社の常勤監査役は、代表取締役と適宜意見交換を行い、問題認識の共有を図っています。会計監査人とは、四半期毎の会計監査終了後の監査役会等で意見を交換し、相互の監査品質の向上に努めています。内部監査室長は、常勤監査役と随時意見交換を行うとともに、内部監査の結果について監査役会に定期的に報告しています。

- (11) 内部統制の変更・追加に関する体制

内部統制に変更、追加等が発生した場合は、別に定める内規に基づき遅滞なく手続きを行う。

**【上記体制の運用状況】**

当社では、内部統制に変更、追加等が発生した場合には、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、遅滞なく手続きを行っています。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-------------|------------------|----------------|------------------|
| (資産の部)      |                  | (負債の部)         |                  |
| 流動資産        | 3,232,998        | 流動負債           | 829,602          |
| 現金及び預金      | 2,393,190        | 買掛金            | 91,009           |
| 受取手形        | 14,273           | 工事未払金          | 19,287           |
| 電子記録債権      | 29,637           | 短期借入金          | 548,000          |
| 売掛金         | 489,055          | リース債務          | 1,846            |
| 完成工事未収入金    | 231              | 未払法人税等         | 23,841           |
| 商品及び製品      | 83,185           | 未成工事受入金        | 511              |
| 仕掛品         | 20,288           | 賞与引当金          | 20,467           |
| 未成工事支出金     | 4,557            | 受注損失引当金        | 420              |
| 原材料及び貯蔵品    | 67,038           | その他            | 124,218          |
| 前払費用        | 77,805           | <b>固定負債</b>    | <b>403,933</b>   |
| その他         | 53,735           | リース債務          | 3,847            |
| <b>固定資産</b> | <b>3,809,573</b> | 長期預り敷金         | 154,596          |
| 有形固定資産      | 3,585,895        | 繰延税金負債         | 53,677           |
| 建物及び構築物     | 894,620          | 再評価に係る繰延税金負債   | 191,811          |
| 機械装置及び運搬具   | 30,480           | <b>負債合計</b>    | <b>1,233,536</b> |
| 土地          | 2,637,802        | (純資産の部)        |                  |
| その他         | 22,992           | 株主資本           | 5,418,380        |
| 無形固定資産      | 3,049            | 資本金            | 3,295,906        |
| ソフトウェア      | 491              | 資本剰余金          | 3,010,369        |
| その他         | 2,558            | 利益剰余金          | △436,554         |
| 投資その他の資産    | 220,628          | 自己株式           | △451,339         |
| 投資有価証券      | 209,202          | その他の包括利益累計額    | 374,505          |
| 長期前払費用      | 2,167            | その他有価証券評価差額金   | 114,179          |
| 差入保証金       | 8,747            | 土地再評価差額金       | 260,326          |
| その他         | 510              | 非支配株主持分        | 16,148           |
| <b>資産合計</b> | <b>7,042,571</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>5,809,035</b> |
|             |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>7,042,571</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 2,268,409 |
| 売上原価            | 2,371,390 |
| 売上総損失           | 102,981   |
| 販売費及び一般管理費      | 408,632   |
| 営業外損失           | 511,613   |
| 営業外収益           |           |
| 受取利息            | 17        |
| 受取配当金           | 3,723     |
| 仕入割引            | 1,104     |
| 固定資産売却益         | 1,550     |
| 技術開発協力料         | 1,937     |
| その他             | 2,196     |
| 営業外費用           |           |
| 支払利息            | 3,496     |
| その他             | 223       |
| 経常損失            | 504,804   |
| 減損損失            | 257,298   |
| 税金等調整前当期純損失     | 762,102   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 5,943     |
| 法人税等調整額         | △13,767   |
| 当期純損失           | 754,278   |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | 206,245   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | 548,033   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本   |           |           |          |             |
|------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                              | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                  | 3,295,906 | 3,010,369 | 82,087    | △451,339 | 5,937,022   |
| 当連結会計年度変動額                   |           |           |           |          |             |
| 親会社株主に帰属する当期純損失              |           |           | △548,033  |          | △548,033    |
| 土地再評価差額金の取崩                  |           |           | 29,391    |          | 29,391      |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額(純額) |           |           |           |          |             |
| 当連結会計年度変動額合計                 | -         | -         | △518,642  | -        | △518,642    |
| 当連結会計年度末残高                   | 3,295,906 | 3,010,369 | △436,554  | △451,339 | 5,418,380   |

|                              | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |                        | 非支配株主持分  | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------|-----------------------|----------|------------------------|----------|-----------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金      | 土地再評価差額金 | そ の 他 の 包 括<br>利益累計額合計 |          |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | 105,036               | 289,717  | 394,753                | 222,394  | 6,554,170 |
| 当連結会計年度変動額                   |                       |          |                        |          |           |
| 親会社株主に帰属する当期純損失              |                       |          |                        |          | △548,033  |
| 土地再評価差額金の取崩                  |                       |          |                        |          | 29,391    |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額(純額) | 9,143                 | △29,391  | △20,247                | △206,245 | △226,493  |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 9,143                 | △29,391  | △20,247                | △206,245 | △745,135  |
| 当連結会計年度末残高                   | 114,179               | 260,326  | 374,505                | 16,148   | 5,809,035 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 岩瀬プレキャスト株式会社

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

###### ② 棚卸資産

- ・製品、原材料、仕掛品 総平均法による原価法
- ・未成工事支出金 個別法による原価法
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物及び構築物   | 10年～38年 |
| 機械装置及び運搬具 | 7年～12年  |

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① スパンクリート事業

イ. スパンクリートの製造及び販売

顧客の指定する仕様に合うスパンクリートを製造し、販売する事業であり、当該製品の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足され収益を認識するべきであります。ただし、本取引において顧客の指定する納入場所はすべて国内であり、出荷から納品までの期間は2～3日間(出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間)であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を計上しております。なお、売上高は、顧客との契約において約束された対価から取引金額に応じた売上手数料を控除した金額で測定しております。



ロ. 据付施工を伴うスパンクリートの製造及び販売

顧客の指定する仕様に合うスパンクリートを製造し、納入先での据付工事を請負う事業であり、当該製品の製造及び据付工事を行う義務を負っております。

当該履行義務は一定の期間にわたり充足される履行義務であり、工事の進捗度に基づき収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②不動産事業

保有不動産の賃貸（オペレーティングリース）事業であり、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の範囲に含まれるリース取引として、賃貸借処理により収益を認識しております。

③プレキャスト事業

プレキャストの製造及び販売

顧客の指定する仕様に合うプレキャストを製造・販売する事業であり、当該製品の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足され収益を認識するべきであります。ただし、本取引において顧客の指定する納入場所はすべて国内であり、出荷から納品までの期間は2～3日間（出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間）であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を計上しております。

**表示方法の変更に関する注記**

連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた、「前払費用」（前連結会計年度43,493千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、「前払費用」（当連結会計年度77,805千円）として表示しております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 受注損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|         |       |
|---------|-------|
| 受注損失引当金 | 420千円 |
|---------|-------|

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループにおいて、顧客からの注文に基づく製造販売案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を受注損失引当金として計上しております。受注損失引当金の算定における重要な見積りは、製造から出荷までの製造原価の総額であり、製造販売のために必要となる作業の内容、工数等想定されている事象の発生可能性の程度を加味した個別のリスク評価に基づいて見積もっております。

当該製造原価の総額の見積りの前提条件の想定外の変更等により追加の引当や戻入が発生する可能性があります。翌連結会計年度に係る連結計算書類に計上する金額に影響を与える可能性があります。

### 2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |             |
|--------|-------------|
| 有形固定資産 | 3,585,895千円 |
| 無形固定資産 | 3,049千円     |
| 減損損失   | 257,298千円   |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として事業用資産については事業部門を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失計上しております。なお、回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額を基準に評価し、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないため零として評価しております。

減損の兆候、認識の判定及び測定に当たっては慎重に検討していますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、結果として将来追加で減損損失を計上する可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,657,877千円
2. 土地再評価法に基づく土地の再評価  
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。  
再評価の方法  
「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額による算出  
再評価を行った年月日 2002年3月31日  
再評価を行った土地の期末  
における時価と再評価後の  
帳簿価額との差額 50,279千円
3. 損失が見込まれる製造販売契約に係る棚卸資産と受注損失引当金は、相殺表示しております。相殺した棚卸資産に対応する受注損失引当金の額は、下記のとおりであります。  
商品及び製品に係るもの 77,782千円

## 連結損益計算書に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益  
売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結計算書類「注記事項（収益認識に関する注記）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

## 2. 減損損失

当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

| 場所                 | 用途        | 減損損失      |            |
|--------------------|-----------|-----------|------------|
|                    |           | 種類        | 金額<br>(千円) |
| 宇都宮工場<br>(栃木県宇都宮市) | スパンクリート事業 | 建物及び構築物   | 1,499      |
|                    |           | 機械装置及び運搬具 | 11,780     |
|                    |           | 土地        | 42,362     |
|                    |           | その他       | 2,430      |
| 岩瀬工場<br>(茨城県桜川市)   | プレキャスト事業  | 建物及び構築物   | 105,036    |
|                    |           | 機械装置及び運搬具 | 83,228     |
|                    |           | その他       | 10,577     |
|                    |           | ソフトウェア    | 381        |
| 合計                 |           |           | 257,298    |

当社グループは、原則として事業用資産については事業部門を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の事業用資産については、継続的に営業損失を計上していることから、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額を基準に評価し、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないため零として評価しております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 9,332千株           | －千株              | －千株              | 9,332千株          |

### 2. 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 1,884千株           | 9千株              | －千株              | 1,893千株          |

(注) 自己株式の増加は、2019年2月15日に払込しました従業員に対して付与した譲渡制限付株式としての自己株式について、当期中に退職した従業員からの契約に基づく退職に伴う返戻分9,250株であります。

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

当該事項はありません。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

当該事項はありません。

### 4. 新株予約権に関する事項

当該事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程等に従い、営業債権について、営業部及び管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

##### ②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、月次決算の資料に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### (5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の末日現在における営業債権のうち78.6%が、特定の大口顧客である三菱商事建材㈱に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

|        | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価(千円)  | 差額(千円) |
|--------|--------------------|---------|--------|
| 投資有価証券 | 209,202            | 209,202 | —      |
| 資産計    | 209,202            | 209,202 | —      |

(注) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「完成工事未収入金」「買掛金」「工事未払金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

| 区分     | 時価(千円)  |       |      |         |
|--------|---------|-------|------|---------|
|        | レベル1    | レベル2  | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券 |         |       |      |         |
| 其他有価証券 |         |       |      |         |
| 株式     | 206,934 | —     | —    | 206,934 |
| 其他     | —       | 2,268 | —    | 2,268   |
| 資産計    | 206,934 | 2,268 | —    | 209,202 |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、そ

の時価をレベル1の時価に分類しております。

投資信託は相場価格を用いて評価しております。投資信託は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

### 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用のオフィスビル（土地を含む）や賃貸駐車場等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は144,347千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、下記のとおりであります。

（単位：千円）

| 連結貸借対照表計上額  |            |            | 当連結会計年度<br>末の時価 |
|-------------|------------|------------|-----------------|
| 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |                 |
| 2,508,333   | △16,567    | 2,491,765  | 4,054,377       |

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は固定資産の取得等（25,675千円）であり、主な減少額は減価償却費（42,242千円）であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「固定資産税評価額」に基づいたみなし時価による金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。



## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                 | スパンクリート<br>事業 | 不動産事業   | プレキャスト<br>事業 | 合計        |
|-----------------|---------------|---------|--------------|-----------|
| 売上高             |               |         |              |           |
| 一時点で移転される財      | 1,363,539     | —       | 454,153      | 1,817,693 |
| 一定の期間にわたり移転される財 | 217,228       | —       | —            | 217,228   |
| 顧客との契約から生じる収益   | 1,580,768     | —       | 454,153      | 2,034,922 |
| その他の収益          | —             | 233,487 | —            | 233,487   |
| 外部顧客への売上高       | 1,580,768     | 233,487 | 454,153      | 2,268,409 |

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく不動産の賃貸収入等であります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                      | 当連結会計年度 |
|----------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 829,708 |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 533,196 |
| 契約資産 (期首残高)          | 18,537  |
| 契約資産 (期末残高)          | —       |
| 契約負債 (期首残高)          | 39,050  |
| 契約負債 (期末負債)          | 33,446  |

(注) 「顧客との契約から生じた債権」及び「契約資産」は、連結貸借対照表の「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」及び「完成工事未収入金」の残高に含まれ、「契約負債」は、「未成工事受入金」及び「その他流動負債 (前受金)」に含まれます。

契約資産は、顧客との据付工事を伴うスパンクリートの製造販売契約について、期末時点で完了しているが未請求のスパンクリート製品の製造販売及び据付工事に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。また、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客との据付工事を伴うスパンクリートの製造販売契約及びプレキャストの製造販売契約において識別した将来において財又はサービスを移転する履行義務に関するものであります。また、収益の認識に伴い取り崩されます。

前受金は、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

(2) 残存する履行義務に配分された取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 1株当たり情報に関する注記

|               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 778円75銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 73円62銭  |

## 重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少及び剰余金の処分)

当社は2023年5月17日開催の臨時取締役会において、2023年6月23日に開催予定の第61回定時株主総会に資本金の減少及び剰余金の処分について付議することを決議いたしました。

1. 資本金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、また、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的としております。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

2023年3月31日現在の資本金の額3,295,906,000円のうち3,195,906,000円減少して100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、払い戻しを行わない無償減資とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

### 3. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少により増加した、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

#### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 496,983,898円

#### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 496,983,898円

### 4. 資本金の額の減少の日程

(1) 定時株主総会決議日 2023年6月23日 (予定)

(2) 債権者異議申述公告日 2023年7月 (予定)

(3) 債権者異議申述最終期日 2023年8月 (予定)

(4) 減資の効力発生日 2023年8月31日 (予定)

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |           | 負 債 の 部      |           |
|-----------|-----------|--------------|-----------|
| 流動資産      | 3,000,661 | 流動負債         | 668,610   |
| 現金及び預金    | 2,335,079 | 買掛金          | 19,408    |
| 受取手形      | 14,273    | 工事未払金        | 19,287    |
| 売掛金       | 428,988   | 短期借入金        | 500,000   |
| 完成工事未収入金  | 231       | リース債         | 1,846     |
| 商品及び製品    | 35,651    | 未払金          | 33,336    |
| 仕掛品       | 193       | 未払費用         | 39,669    |
| 原材料及び貯蔵品  | 56,491    | 未成工事受入金      | 511       |
| 関係会社貸付金   | 72,000    | 未払法人税等       | 21,371    |
| その他       | 93,752    | 賞与引当金        | 19,200    |
| 貸倒引当金     | △36,000   | その他の         | 13,978    |
| 固定資産      | 3,809,339 | 固定負債         | 408,933   |
| 有形固定資産    | 3,585,895 | リース債         | 3,847     |
| 建築物       | 873,313   | 長期預り敷金       | 159,596   |
| 構築物       | 21,307    | 繰延税金負債       | 53,677    |
| 機械及び装置    | 30,480    | 再評価に係る繰延税金負債 | 191,811   |
| 工具、器具及び備品 | 22,992    | 負債合計         | 1,077,543 |
| 土地        | 2,637,802 | 純資産の部        |           |
| その他       | 0         | 株主資本         | 5,357,951 |
| 無形固定資産    | 3,049     | 資本金          | 3,295,906 |
| ソフトウェア    | 491       | 資本剰余金        | 3,010,369 |
| ソフトウェア仮勘定 | 2,540     | 資本準備金        | 1,061,313 |
| 電話加入権     | 18        | その他資本剰余金     | 1,949,055 |
| 投資その他の資産  | 220,394   | 利益剰余金        | △496,983  |
| 投資有価証券    | 209,202   | その他利益剰余金     | △496,983  |
| その他       | 11,192    | 買換資産圧縮積立金    | 43,172    |
| 資産合計      | 6,810,001 | 繰越利益剰余金      | △540,156  |
|           |           | 自己株式         | △451,339  |
|           |           | 評価・換算差額等     | 374,505   |
|           |           | その他有価証券評価差額金 | 114,179   |
|           |           | 土地再評価差額金     | 260,326   |
|           |           | 純資産合計        | 5,732,457 |
|           |           | 負債純資産合計      | 6,810,001 |

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 1,851,097 |
| 売上原価         | 1,690,713 |
| 売上総利益        | 160,384   |
| 販売費及び一般管理費   | 378,440   |
| 営業損失         | 218,056   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 664       |
| 受取配当金        | 3,723     |
| 仕入割引         | 1,104     |
| 経営指導料        | 18,970    |
| 雑収入          | 6,404     |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 3,064     |
| 貸倒引当金繰入      | 36,000    |
| 雑損失          | 119       |
| 特別損失         | 226,374   |
| 減損損失         | 58,073    |
| 子会社株式評価損     | 480,000   |
| 税引前当期純損失     | 764,448   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,666     |
| 法人税等調整額      | △13,767   |
| 当期純損失        | 756,346   |

# 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |           |                |               |              |          |          |          |             |
|---------------------------------|-----------|-----------|----------------|---------------|--------------|----------|----------|----------|-------------|
|                                 | 資本金       | 資 本 剰 余 金 |                |               | 利 益 剰 余 金    |          |          | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
|                                 |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計  | その他利益<br>剰余金 |          | 利益剰余金合計  |          |             |
|                                 |           |           |                | 買換資産圧縮<br>積立金 | 繰越利益剰余金      |          |          |          |             |
| 当事業年度期首残高                       | 3,295,906 | 1,061,313 | 1,949,055      | 3,010,369     | 44,976       | 184,994  | 229,971  | △451,339 | 6,084,906   |
| 事業年度中の変動額                       |           |           |                |               |              |          |          |          |             |
| 当期純損失                           |           |           |                |               |              | △756,346 | △756,346 |          | △756,346    |
| 買換資産圧縮<br>積立金の取崩                |           |           |                |               | △1,804       | 1,804    | —        |          | —           |
| 土地再評価差<br>額金の取崩                 |           |           |                |               |              | 29,391   | 29,391   |          | 29,391      |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |           |           |                |               |              |          |          |          |             |
| 事業年度中の変動額合計                     | —         | —         | —              | —             | △1,804       | △725,150 | △726,955 | —        | △726,955    |
| 当事業年度末残高                        | 3,295,906 | 1,061,313 | 1,949,055      | 3,010,369     | 43,172       | △540,156 | △496,983 | △451,339 | 5,357,951   |

|                                 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                 |                     | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|-----------------|-----------------|---------------------|-----------|
|                                 | その他有価証券評価差額金    | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |
| 当事業年度期首残高                       | 105,036         | 289,717         | 394,753             | 6,479,660 |
| 事業年度中の変動額                       |                 |                 |                     |           |
| 当期純損失                           |                 |                 |                     | △756,346  |
| 買換資産圧縮<br>積立金の取崩                |                 |                 |                     | —         |
| 土地再評価差<br>額金の取崩                 |                 |                 |                     | 29,391    |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) | 9,143           | △29,391         | △20,247             | △20,247   |
| 事業年度中の変動額合計                     | 9,143           | △29,391         | △20,247             | △747,202  |
| 当事業年度末残高                        | 114,179         | 260,326         | 374,505             | 5,732,457 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

- |                     |                                          |
|---------------------|------------------------------------------|
| (1) 子会社株式           | 移動平均法による原価法                              |
| (2) その他有価証券         |                                          |
| ・市場価格のない株式等以外のもの    | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等         | 移動平均法による原価法                              |
| (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 |                                          |
| ・製品・原材料・仕掛品         | 総平均法による原価法                               |
| ・未成工事支出金            | 個別法による原価法                                |
| ・貯蔵品                | 最終仕入原価法による原価法                            |
- （貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

- |                             |                                                                                                                       |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 有形固定資産<br>（リース資産を除く）    | 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。<br>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 |
|                             | 建物 15年～38年                                                                                                            |
|                             | 構築物 10年～15年                                                                                                           |
|                             | 機械及び装置 7年～12年                                                                                                         |
|                             | 工具器具及び備品 4年～5年                                                                                                        |
| (2) 無形固定資産                  |                                                                                                                       |
| ・自社利用のソフトウェア                | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                                                                                      |
| (3) リース資産                   |                                                                                                                       |
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                                                                                   |

#### 3. 引当金の計上基準

- |           |                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。                                               |

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

##### (1) スパンクリート事業

###### ① スパンクリートの製造及び販売

顧客の指定する仕様に合うスパンクリートを製造し、販売する事業であり、当該製品の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足され収益を認識するべきであります。ただし、本取引において顧客の指定する納入場所はすべて国内であり、出荷から納品までの期間は2～3日間（出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間）であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を計上しております。なお、売上高は、顧客との契約において約束された対価から取引金額に応じた売上手数料を控除した金額で測定しております。

###### ② 据付施工を伴うスパンクリートの製造及び販売

顧客の指定する仕様に合うスパンクリートを製造し、納入先での据付工事を請負う事業であり、当該製品の製造及び据付工事を行う義務を負っております。

当該履行義務は一定の期間にわたり充足される履行義務であり、工事の進捗度に基づき収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

##### (2) 不動産事業

保有不動産の賃貸（オペレーティングリース）事業であり、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の範囲に含まれるリース取引として、賃貸借処理により収益を認識しております。

##### (3) プレキャスト事業

###### プレキャストの製造及び販売

顧客の指定する仕様に合うプレキャストを製造・販売する事業であり、当該製品の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足され収益を認識するべきであります。ただし、本取引において顧客の指定する納入場所はすべて国内であり、出荷から納品までの期間は2～3日間（出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間）であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を計上しております。



## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,595,968千円
2. 土地再評価法に基づく土地の再評価  
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。  
再評価の方法  
「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額による算出  
再評価を行った年月日 2002年3月31日  
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 50,279千円
3. 関係会社に対する金銭債権、債務
- (1) 短期金銭債権 95,458千円
- (2) 短期金銭債務 2,867千円
- (3) 長期金銭債務 5,000千円

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

- (1) 営業取引による取引高
- ・売上高 29,987千円
  - ・仕入高 13,590千円
- (2) 営業取引以外の取引高 20,827千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,884千株    | 9千株        | 一千株        | 1,893千株    |

(注) 自己株式の増加は、2019年2月15日に払込しました従業員に対して付与した譲渡制限付株式としての自己株式について、当期中に退職した従業員からの契約に基づく退職に伴う返戻分9,250株であります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 繰延税金資産                 |          |
| 未払事業税                  | 4,983    |
| 賞与引当金                  | 5,879    |
| 貸倒引当金                  | 11,023   |
| 投資有価証券評価損              | 10,939   |
| 子会社株式評価損               | 146,976  |
| 土地評価損                  | 5,522    |
| 減損損失                   | 494,096  |
| 税務上の繰越欠損金              | 223,304  |
| その他                    | 9,785    |
| 繰延税金資産小計               | 912,510  |
| 税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額    | △223,304 |
| 将来減算一時差異等の合計にかかる評価性引当額 | △689,205 |
| 繰延税金資産合計               | —        |
| 繰延税金負債                 |          |
| その他有価証券評価差額金           | △34,624  |
| 買換資産圧縮積立金              | △19,053  |
| 繰延税金負債合計               | △53,677  |
| 繰延税金資産（負債）の純額          | △53,677  |

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 関連会社等

| 属性  | 会社等の名称          | 資本金は<br>又出資金<br>(千円) | 事業の<br>内容<br>又は職業     | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係           | 取引の内容     |        | 取引金額<br>(千円) | 科目    | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-----------------|----------------------|-----------------------|-------------------------------|-------------------------|-----------|--------|--------------|-------|--------------|
|     |                 |                      |                       |                               |                         | 取引の内容     | 取引金額   |              |       |              |
| 子会社 | 岩瀬プレ<br>キャスト(株) | 400,000              | プレキャスト<br>製品の製造販<br>売 | 所有<br>直接<br>60.0%             | 製品の製造<br>製品の仕入<br>資金の貸付 | 経営指導<br>料 | 18,970 | 72,000       | 未収入金  | 1,375        |
|     |                 |                      |                       |                               |                         | 資金の貸<br>付 | 72,000 |              | 短期貸付金 | 72,000       |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営指導料については、業務内容を勘案し契約により決定しております。
2. 資金の貸付金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

### 2. 兄弟会社等

| 属性                                                                | 会社等の<br>名称    | 資本金は<br>又出資金<br>(千円) | 事業の<br>内容<br>又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関係<br>内容  |                             | 取引の<br>内容  | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|-------------------------------------------------------------------|---------------|----------------------|-------------------|-------------------------------|-----------|-----------------------------|------------|--------------|-----|--------------|
|                                                                   |               |                      |                   |                               | 役員<br>兼任等 | 事業<br>上の<br>関係              |            |              |     |              |
| 主要株主(会<br>社等)が議決<br>権の過半数を<br>所有している<br>会社等(当該<br>会社等の子会<br>社を含む) | 三菱商事<br>建材(株) | 500,000              | 建材商社              | なし                            | なし        | 当社製品<br>の販売及<br>び原材料<br>の購入 | 製品の販売      | 1,263,331    | 売掛金 | 419,591      |
|                                                                   |               |                      |                   |                               |           |                             | 手数料の<br>支払 | 2,449        |     |              |
|                                                                   |               |                      |                   |                               |           |                             | 原材料の<br>購入 | 244,885      |     |              |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 製品の販売及び手数料の支払については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、その都度交渉の上、決定しております。
2. 原材料の購入については、三菱商事建材(株)以外からも見積りを入手し、每期価格交渉の上、市場の実勢価格をみて決定しております。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 770円62銭
2. 1株当たり当期純損失 101円60銭

### 重要な後発事象に関する注記

当社は2023年5月17日開催の臨時取締役会において、2023年6月23日に開催予定の第61回定時株主総会に資本金の減少及び剰余金の処分について付議することを決議いたしました。詳細については、連結計算書類の【連結注記表】（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社パンクリートコーポレーション  
取締役会 御中

東 光 監 査 法 人  
東 京 都 新 宿 区

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

---

公認会計士 安 彦 潤 也

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

---

公認会計士 渡 邊 慎 也

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パンクリートコーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パンクリートコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社スパンクリートコーポレーション  
取締役会 御中

東 光 監 査 法 人  
東 京 都 新 宿 区

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

---

公認会計士 安 彦 潤 也

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

---

公認会計士 渡 邊 慎 也

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スパンクリートコーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。



当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を述べるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

株式会社 スパンクリートコーポレーション  
監査役会

常勤監査役 一瀬 茂雄 ⑩

監査役 鈴木 誠 ⑩

監査役 野澤 弘史 ⑩

(注) 常勤監査役 一瀬茂雄、監査役 鈴木 誠及び監査役 野澤弘史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 資本金の額減少及び剰余金の処分の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金の額の減少及び剰余金の処分（繰越利益剰余金の欠損填補）を行うことのご承認をお願いしたいと存じます。なお、本件は純資産の部の科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はないため、業績に与える影響はなく、また、株主の皆様のご所有の株式数に影響を与えるものではありません。

#### 1. 減資の要領

(1) 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額 2023年3月31日現在の資本金の額 3,295,906,000円のうち3,195,906,000円減少して100,000,000円といたします。

(2) 減資の方法 払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数を変更することなく資本金の額を減少するものであり、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

#### 2. 剰余金の処分の内容

(1) 会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金3,195,906,000円のうち496,983,898円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当いたします。

(2) 減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金496,983,898円

(3) 増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金496,983,898円

#### 3. 減資の日程 (予定)

(1) 債権者異議申述公告日 2023年7月

(2) 債権者異議申述最終期日 2023年8月

(3) 減資の効力発生日 2023年8月31日

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって、任期満了となりますため、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                        | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | <p style="text-align: center;">むら やま のり こ<br/>村 山 典 子<br/>(1965年12月1日生)</p> <p>所有する当社の株式数<br/>625, 200株</p> | <p>1995年5月 当社入社<br/>2004年10月 当社業務部長兼企画室長<br/>2007年6月 当社取締役就任 業務部長兼企画室長<br/>2008年6月 当社常務取締役就任<br/>2010年7月 当社営業副本部長及び内部監査室管掌<br/>2011年6月 当社常務取締役 営業副本部長兼企画室長品質保証室管掌<br/>2012年6月 当社企画管掌 企画室長<br/>2013年6月 当社代表取締役専務就任 営業副本部長 総務・企画・技術・品質保証室管掌<br/>2014年6月 当社取締役就任<br/>2016年6月 当社取締役退任 顧問就任<br/>2019年6月 当社取締役常務執行役員 業務改善室長就任<br/>2020年6月 当社取締役専務執行役員 企画・業務改善室長就任<br/>2021年6月 当社代表取締役社長<br/>2022年12月 当社代表取締役社長 兼管理部長就任（現任）<br/>（現在に至る）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b><br/>村山典子氏は、2019年6月に取締役就任後、コンプライアンスの強化とリスク管理体制の整備に尽力し、2021年6月に社長就任後は、創業家出身者として会社経営に手腕を発揮して、会社の収益体質の強化に努め当社経営に貢献していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p> |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2     | やなぎ だ ひろ あき<br>柳 田 洋 明<br>(1951年6月2日生)<br>所有する当社の株式数<br>27,841株 | 1974年4月 旭化成工業(株)入社 建材SMD開発部<br>1977年4月 同社境工場製造課 兼 新工場建設プロ<br>1985年4月 同社松戸工場 製造課長<br>1989年4月 同社穂積工場 当社製造課長 兼 新工場建設プロ<br>1995年4月 同社境工場 当社製造課長 兼 リニューアルプロ<br>2000年4月 同社松戸工場長<br>2004年4月 同社境工場長 兼 松戸工場長<br>2006年4月 旭化成建材(株)執行役員 (生産技術担当)<br>2012年4月 旭化成建材(株)退社 旭化成建材(株)ALC海外担当<br>2016年4月 旭化成建材(株)退社 コンサルタント会社設立<br>2019年6月 当社取締役執行役員 生産本部長兼宇都宮工場長就任<br>2021年6月 当社常務取締役技術本部長兼生産本部長 (宇都宮工場長) 兼<br>新製品開発部長<br>2022年12月 当社常務取締役技術本部長兼宇都宮工場長兼技術室長兼環境<br>安全品質保証室長就任 (現任)<br>(現在に至る)<br><b>【取締役候補者とした理由】</b><br>柳田洋明氏は、製造現場で培われた豊かな経験を活かして宇都宮工場長として製造工場の運営に手腕を発揮し貢献しており、今後も益々の貢献が期待できる人材であることから、引き続き取締役候補者といたしました。 |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                        | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3     | つばい てるあき<br>坪井 哲明<br>(1974年10月23日生)<br>所有する当社の株式数<br>6,958株 | <p>2002年6月 富士平工業(株)入社<br/> 2003年12月 同社経営企画室長就任<br/> 2005年2月 同社代表取締役専務就任<br/> 2008年2月 同社代表取締役就任(現任)<br/> 2013年6月 日本スパンクリート機械(株) 代表取締役就任(現任)<br/> 2014年6月 当社社外取締役就任(現任)<br/> (現在に至る)<br/> (重要な兼職の状況)<br/> 日本スパンクリート機械(株) 代表取締役<br/> 富士平工業(株)代表取締役</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br/> 坪井哲明氏は、日本スパンクリート機械(株)の代表取締役及び富士平工業(株)の代表取締役であります。日本スパンクリート機械(株)は当社第2位の大株主であり、同氏の経営者としての経験と、これまでに培われた知識・経験等を活かし、取締役の職務執行に対する監督・助言等いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。<br/> また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> |



| 候補者番号 | ふりがな<br>(生年月日)                                       | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4     | かまのひろゆき<br>蒲野宏之<br>(1945年7月21日生)<br>所有する当社の株式数<br>一株 | 1971年4月 外務省入省<br>1978年4月 外務省アメリカ局北米一課長補佐<br>1979年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生<br>1981年4月 弁護士登録<br>1981年9月 米国アーノルド・ポーター法律事務所弁護士<br>1988年10月 蒲野綜合法律事務所代表弁護士(現任)<br>1998年12月 (株)かずさクリーンシステム社外監査役(現任)<br>2007年6月 (株)小松製作所社外監査役<br>2007年7月 住友生命保険相互会社社外取締役<br>2009年4月 東京弁護士会副会長<br>2011年6月 日本碍子(株)社外取締役(現任)<br>2013年4月 日本弁護士連合会常務理事<br>2015年6月 ハウス食品グループ本社(株)社外監査役<br>2017年10月 国際法曹協会(IBA)理事(現任)<br>2020年6月 当社社外取締役就任(現任)<br>2021年6月 ハウス食品グループ本社(株)社外取締役(監査等委員)(現任)<br>(現在に至る)<br>(重要な兼職の状況)<br>蒲野綜合法律事務所代表弁護士<br>(株)かずさクリーンシステム社外監査役<br>日本碍子(株)社外取締役<br>ハウス食品グループ本社(株)社外取締役(監査等委員)<br>国際法曹協会(IBA)理事<br><br><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>蒲野宏之氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた豊富な経験と知識、また、多くの企業で取締役や監査役を務められた経験を活かし、取締役の職務執行に対する監督・助言等いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。<br>また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 |

(注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数は、スパンクリート役員持株会及びスパンクリート社員持株会における本人持分を含めて記載しております。

2. 坪井哲明氏は日本スパンクリート機械株式会社の代表取締役であります。同社は、当社の大株主（持株比率14.71%）であるとともに商標ライセンス契約及び部品に関する取引関係があります。その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 蒲野宏之氏が日本碍子株式会社の社外取締役で在任中の2018年1月、同社が「がいし」等の製品について、契約に基づく受渡検査を適切に実施していなかった事例の存在が、同社において確認されました。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から同社の取締役会等においてコンプライアンス強化の観点から発言を行っており、また、本件を受けて同社に設置された委員会の活動を通して、実態の調査、原因究明及び再発防止策の策定を求める提言を行っております。
4. 坪井哲明氏及び蒲野宏之氏は、社外取締役候補者であります。
5. 坪井哲明氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
6. 蒲野宏之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
7. 当社は、坪井哲明氏及び蒲野宏之氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、坪井哲明氏及び蒲野宏之氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、東京海上日動火災保険株式会社との間で、取締役、監査役、部長、退任役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。2023年5月に更新し、保険期間は1年間、保険期間中の総支払限度額は5億円であります。本議案において各氏が選任された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。
  - ①補填の対象となる保険事故の概要
    - a. 被保険者である役員が行った行為に起因して当該役員が損害賠償責任を負担することによって被る損害及び会社補償によって会社が被る損害
    - b. 会社が発行する有価証券の売買等に起因して会社が損害賠償責任を負担することによって被る損害
    - c. その他各種費用等
  - ②保険料  
保険料は全額会社負担としております。
9. 蒲野宏之氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって、任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                       | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | <p style="text-align: center;">いちのせしげお<br/>一瀬茂雄<br/>(1959年7月17日生)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社の株式数<br/>一株</p> | <p>1986年2月 (株)サニックス入社 営業統括本部<br/>1989年4月 日榮建設工業(株)(現(株)アゼル(2009年3月倒産))入社<br/>不動産事業本部<br/>2000年12月 (株)大京入社 経営企画部ネット戦略室<br/>2007年5月 同社グループ監査部 シニアマネージャー<br/>2018年6月 同社グループ監査部長<br/>2019年6月 当社 社外・常勤監査役(現任)<br/>(現在に至る)</p> <p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b><br/>一瀬茂雄氏は、10年以上にわたり上場企業の内部統制整備及び内部監査に従事し、内部監査部門長を経て当社監査役に就任しました。公認内部監査人(CIA)、公認情報システム監査人(CISA)、システム監査技術者の資格を有しており、内部統制及び監査全般に関する豊かな知識・経験を当社の監査に活かしていただきたく、引き続き社外監査役候補者といいたしました。</p> |

| 候補者番号 | 氏名<br>( 生 年 月 日 )                             | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2     | 鈴木 誠<br>(1966年4月21日生)<br><br>所有する当社の株式数<br>一株 | 1991年10月 会計士補登録<br>1991年10月 太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所<br>1995年8月 公認会計士登録<br>2003年11月 税理士登録<br>2004年3月 鈴木誠公認会計士・税理士事務所開設 所長 (現任)<br>2004年6月 バリューストアーズ(株) 社外監査役<br>2005年4月 (株)マックスアカウンティング 代表取締役 (現任)<br>2015年6月 (株)ユニバーサルエンターテイメント 社外監査役 (現任)<br>2017年3月 バリューストアーズ(株) 社外取締役 監査等委員 (現任)<br>2019年6月 当社 社外監査役 (現任)<br>(現在に至る)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)マックスアカウンティング 代表取締役<br>(株)ユニバーサルエンターテイメント 社外監査役<br>バリューストアーズ(株) 社外取締役 監査等委員<br><br><b>【社外監査役候補者とした理由】</b><br>鈴木 誠氏は、公認会計士および税理士委員として財務・会計に関する適切な知見を有しており、また、社外取締役、社外監査役等の経験も豊富なため、専門知識や監査経験を生かし、社外監査役として職務を適切に遂行することができるかと判断したため、引き続き社外監査役候補者といたしました。 |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                      | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3     | ※<br>やまだ こうじ<br>山田 浩二<br>(1954年6月21日)<br>所有する当社の株式数<br>一株 | 1977年4月 ㈱小松製作所入社 大阪工場資材部<br>1996年8月 コマツアメリカ㈱チャタヌガ工場管理部長<br>1999年4月 生産本部大阪工場管理部長<br>2002年4月 生産本部粟津工場長<br>2004年4月 執行役員就任<br>2005年4月 産機事業本部長(兼)コマツ産機㈱代表取締役社長<br>2009年2月 インド総代表<br>2009年4月 コマツインディア(有)社長<br>2010年4月 常務執行役員就任<br>2013年6月 常勤監査役<br>2018年5月 ㈱内村特別顧問(現任)<br><br><b>【社外監査役候補者とした理由】</b><br>山田 浩二氏は、経営者としての豊富な経験と実績及び高い見識を有しております。同氏がこれらの経験と見識を活かして、取締役の職務執行の監査を行うのに適任であると判断しております。豊かな知識と経験からご意見をいただくことで質の高い経営の実現に寄与するものと判断し、社外監査役候補者といたしました。 |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 一瀬茂雄氏、鈴木誠氏及び山田浩二氏は、社外監査役候補者であります。
4. 一瀬茂雄氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 鈴木誠氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、一瀬茂雄氏及び鈴木誠氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、一瀬茂雄及び鈴木誠氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、山田浩二氏が選任され就任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低限度額として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は、東京海上日動火災保険株式会社との間で、取締役、監査役、部長、退任役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。2023年5月に更新し、保険期間は1年間、保険期間中の総支払限度額は5億円であります。本議案において各氏が選任された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。

①補填の対象となる保険事故の概要

- a. 被保険者である役員が行った行為に起因して当該役員が損害賠償責任を負担することによって被る損害及び会社補償によって会社が被る損害
- b. 会社が発行する有価証券の売買等に起因して会社が損害賠償責任を負担することによって被る損害
- c. その他各種費用等

②保険料

保険料は全額会社負担としております。

8. 一瀬茂雄氏、鈴木誠氏及び山田浩二氏は、全員東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は各氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )        | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                     |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| たか はし のり ひこ<br>高橋法彦<br>(1971年4月13日生) | 2000年4月 弁護士登録<br>2000年4月 蒲野綜合法律事務所入所<br>2005年6月 弁護士法人アディーレ法律事務所入所<br>2005年9月 原口綜合法律事務所<br>2011年1月 高橋法律事務所開設(現任)<br>(現在に至る)                                    |
| 所有する当社の株式数<br>一株                     | <b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b><br>高橋法彦氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として専門知識及び企業法務(会社法)、労働事件、不動産取引及びそれに関する紛争などの取扱い経験から、社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しており、補欠の社外監査役候補者といたしました。 |

- (注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 高橋法彦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、高橋法彦氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低限度額として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

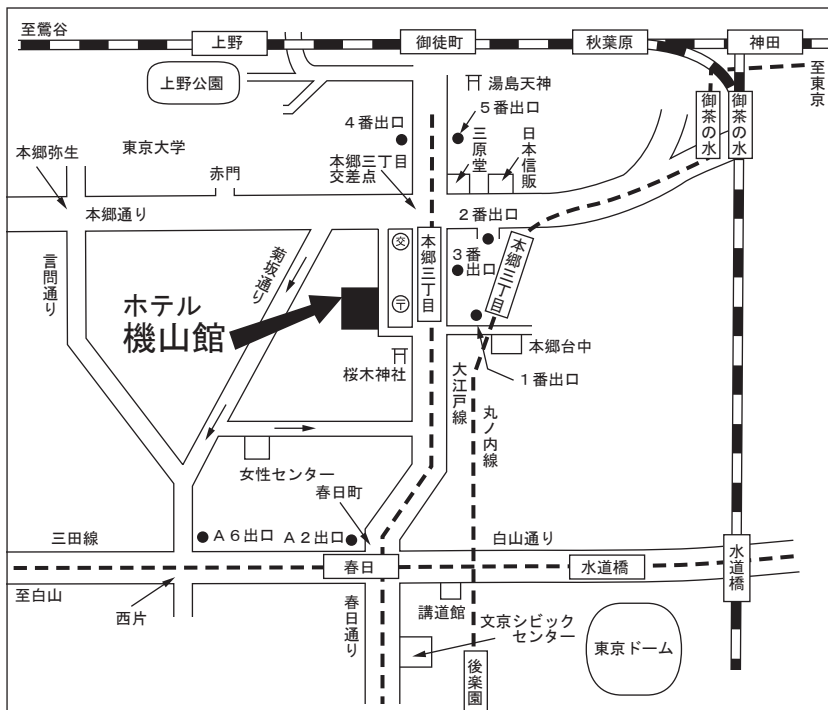
以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都文京区本郷4丁目37番20号

ホテル機山館 会議室

電話 03 (3812) 1211



最寄駅

東京メトロ 丸ノ内線・都営 大江戸線 本郷三丁目駅より徒歩2分

